

## 特別養護老人ホーム シルクの里 地域交流スペース利用規約

### (趣旨)

第一条 この規約は、社会福祉法人絹乃会特別養護老人ホームシルクの里地域交流スペースの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用手続)

第二条 1.地域交流スペースを利用しようとする者は、あらかじめ特別養護老人ホームシルクの里施設長の許可を受けなければならない。  
2.利用申請は、所定の用紙にて行うものとする。  
3.小学生以下の利用は必ず保護者同伴とする。また、中学生のみの利用は様式第5号の保護者の同意書を記入する。

### (利用承認等)

第三条 1.施設長は、その利用の承認および非承認について、その旨を利用申請者に通知するものとする。ただし、公共または公用のため実施する事業は、優先して許可する。  
2.施設長が、地域交流スペースの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

### (利用許可の制限)

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、施設長は地域交流スペースの利用を許可しない。  
Ⅰ 利用が営利目的・宗教的集会と認められたとき。  
Ⅱ 利用が公安または風俗を害する恐れがあると認められたとき。  
Ⅲ 建物またはその付属物を汚損し、もしくは破損する恐れがあるとき。  
Ⅳ その他、管理上支障があると認められるとき。

### (利用料)

第五条 1.利用料は、原則無料とする。  
2.光熱費として1時間につき100円を徴収する。  
3.光熱費の支払いは、利用当日に事務所窓口で様式第6号の地域交流スペース利用時における光熱費請求書にて徴収し様式第7号の領収書を交付するものとする。

(利用時間)

- 第六条 1.利用時間は、午前9時00分から午後8時00分までとする。  
2.利用時間は、事前の準備および事後の清掃などの時間を含むものとする。  
3.利用時間の延長を希望する場合は、利用終了時間の30分前までに施設の承認を得なければならない。

(厳守事項)

- 第七条 利用者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。
- I 利用許可を受けた以外の施設または設備、器具等を使用しないこと。
  - II 許可なく建物等に広告物を掲示し、または釘類を打ち込まないこと。
  - III 許可なく火気を使用しないこと。
  - IV 許可なく器具・什器等を施設外に持ち出さないこと。
  - V 許可なく危険もしくは不潔な物品または動物を持ち込まないこと。

(入館の制限)

- 第八条 施設長は、前条の規定に違反し、または次の各号のいずれかに該当する者に対し施設への入館を禁止し、または退館を命ずることができる。
- I 感染症の疾病があると認められる者
  - II 酒気を帯びていると認められる者
  - III 他人に危害または迷惑を及ぼす恐れのある者
  - IV その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

- 第九条 利用者は、利用中に建物または附属備品を損傷した場合は、施設長の裁定する損害額を賠償しなければならない。

付則

この規定は、平成27年7月10日より施行する。